

大田市国土強靱化地域計画

令和 7 年 3 月【改訂】

大田市

目次

I	はじめに	1
II	大田市の地域特性	2
III	基本的な考え方	4
IV	脆弱性評価	6
1.	「起きてはならない最悪の事態」の設定	6
2.	起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価	8
(1)	直接死を最大限防ぐ	8
(2)	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	17
(3)	必要不可欠な行政機能は確保する	23
(4)	経済活動を機能不全に陥らせない	24
(5)	情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関係施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	26
(6)	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	31
V	強靱化のための取り組み	33
1.	施策分野の設定	33
2.	施策分野ごとの推進方針	34
(1)	行政機能	34
(2)	住宅・都市・土地利用	36
(3)	保健医療・福祉、教育	39
(4)	エネルギー、ライフライン	41
(5)	情報通信、情報伝達	41
(6)	交通・物流	42
(7)	経済産業	43
(8)	国土保全	44
(9)	環境	44
(10)	横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）	45
3.	重点施策と KPI の設定	46

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

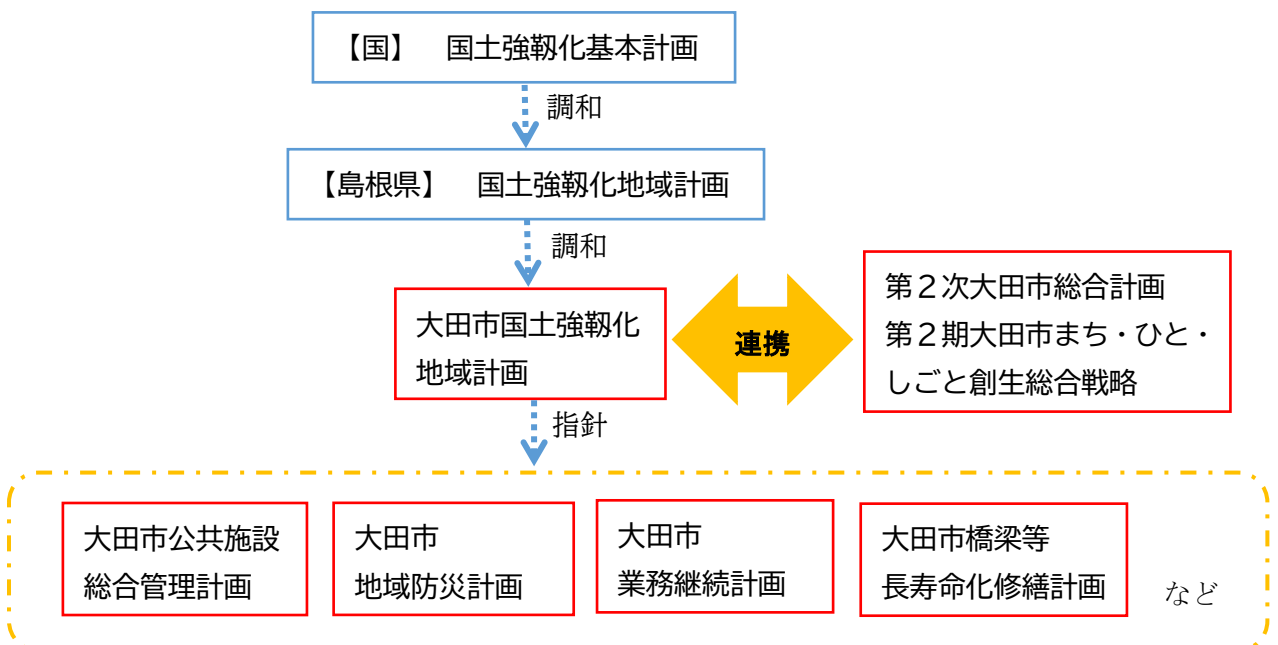
平成 30 年 4 月に発生した大田市東部を震源とする「島根県西部地震」では、幸いにも死者はなかったが、4,625 件の建物被害に対して「り災証明書」を発行するなど、本市の建物やインフラ等に大きな被害をもたらし、改めて、災害の脅威を認識する出来事であった。

本市では、この経験を生かしつつ、さらなる防災対策を進めることとしており、第 2 次大田市総合計画・基本計画では、「災害に強いまちづくりの推進」に取り組むこととしている。

将来、災害が発生した際に、市全体が強くしなやかに対応し、市民の生命・財産を守るよう、事前の備えを進めるため、また、それを地域の活性化に繋げることにより、『持続可能で強靱な地域づくり』を推進するために、「大田市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定するものである。

2. 計画の位置づけ

本計画は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 95 号）」第 13 条に基づき策定するもので、「国土強靱化基本計画」や「島根県国土強靱化地域計画」との調和を図ると共に、「大田市地域防災計画」をはじめとする本市の各種計画の指針となるものである。



3. 計画期間

本計画の推進期間は、令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2029 年度）までの 5 年間とし、施策の進捗状況や社会情勢の変化、新技術の開発等を考慮したうえで、必要に応じ見直すこととする。

Ⅱ 大田市の地域特性

1. 地勢

本市は、島根県のほぼ中央部に位置し、東は出雲市、西は江津市、南は飯南町、美郷町、川本町に接し、北部は日本海に面している。総面積は 435.34 km²で、北東から南西に伸びる海岸線は 46km に及び、平坦部から山間部へと奥深い行政区域を有しており、南東部に標高 1,126m の三瓶山、南西に 808m の大江高山があり、これを主峰とする連山に囲まれ山間傾斜地が多く複雑な地形を呈している。

河川は、いずれも流路延長が短く山間地を縫うように走っており、この流域に耕地が開け、市街地が形成されている。

2. 気象

気象は、日本海型気候に属し、年間を通じ雨天、曇天が多く、特に冬季は一般的に西北西の季節風が強く、陰うつな天気が続くのが特徴であるが、山間部と平坦部ではかなり気温差もある。

松江地方気象台の統計資料によると、大田地点の平成 3 年から令和 2 年までの 30 年間における平均年間降水量は 1772.8mm であり、6 月から 7 月と 9 月に多く、最も多い 7 月の平均降水量は 238.3mm である。また、同期間の平均年間日照時間は 1767.3 時間であり、4 月から 8 月にかけて多く、最も多い 8 月の平均日照時間は 213.4 時間である。

3. 想定する災害

本計画では、本市の地形・地質等の自然条件、人口・事業所等の分布状況等の社会的条件、過去の災害の発生状況を考慮し、想定すべき災害を大規模自然災害として、以下の通りとする。

(1) 風水害

島根県内において過去発生した風水害のうち、最大規模であった下記の災害と同程度の災害を想定災害として位置づける。

想定災害	山陰豪雨 (昭和 58 年 7 月 19 日～23 日)	台風第 19 号 (平成 3 年 9 月 27 日～28 日)
気象概況	・ 時間最大雨量 91.0mm (浜田) ・ 日最大雨量 331.5mm (浜田) ・ 総降水量の最大値 521.5mm (浜田) 19 日～23 日	・ 最大瞬間風速・風向 56.5m/s (松江) WSW ・ 最大風速・風向 28.5m/s (松江) W ・ 総降水量の最大値 43.0mm (西郷)

(2) 地震

「島根県地震被害想定調査」に基づき、大田市西南方の断層による地震を想定災害とする。なお、この地震では、マグニチュード 7.3、最大震度 7、大田市街地を中心として液状化の被害が予測されている。

(3) 津波

地震による津波の想定については、以下の通りとする。

想定する地震	津波の最短 到達時間（分）	最大波の 到達時間（分）	津波の 最高水位（m）
松江市沖部 断層の地震	17	47	（和江漁港） 1.49
島根県西部沖部 断層の地震	14	40	（福光海岸） 4.30
福岡県沖部 断層の地震	121	127	（和江漁港） 1.50
浜田市沖合 断層の地震	9	11	（福光海岸） 2.67

(4) 雪害

昭和 38 年豪雪と同規模の雪害で、降雪・雪雹のため、車両の立ち往生が生ずるような規模の雪害、又は交通機関が途絶し、山間地域が孤立する程度の雪害を想定する。

昭和 38 年豪雪では、昭和 37 年 12 月 30 日から翌年 2 月 6 日までの 39 日間連続降雪により、記録的な豪雪となった。島根県下の被害は、次のとおりである。

- ・人的被害 死者 33 人、負傷者 53 人
- ・住家被害 全壊 204 棟、半壊 455 棟、一部損壊 1,094 棟
- ・非住家被害 全壊 555 棟、半壊 433 棟
- ・り災世帯 577 世帯、り災者 2,237 人

Ⅲ 基本的な考え方

1. 基本目標

- (1) 人命の保護が最大限図られること
- (2) 市及び社会の重要な機能が致命的な損害を受けず維持されること
- (3) 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ること
- (4) 迅速な復旧復興を図ること

2. 事前に備えるべき目標

- (1) 直接死を最大限防ぐ
- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関係施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3. 基本的な方針

- (1) 国土強靱化の取り組み姿勢
 - ① 強靱性を損なう本質的原因が何かをあらゆる面から吟味しつつ取り組む
 - ② 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む
 - ③ 各地域の多様性を再構築し、地域間の連携を強化するとともに、地域の活性を高め、依然として進展する東京一極集中からの脱却を図り、「自立・分散・協調」型国土の形成につなげていく視点を持つ
 - ④ あらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化する
- (2) 適切な施策の組み合わせ
 - ① ハード対策（防災施設整備、耐震化、代替施設の確保等）とソフト対策（訓練、防災教育等）を適切に組み合わせて効果的に施策を推進する
 - ② 「自助」「共助」「公助」を適切に組み合わせ、国、県、市町村、民間が適切に連携及び役割分担し、強靱化に資する適切な対策を講ずる
 - ③ 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する

(3) 効果的な施策の推進

- ① 人口減少による需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえる
- ② 既存の社会資本を有効活用し、民間資金の積極的な活用を図る
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 人のつながりやコミュニティ機能の向上と、強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める
- ② 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮した施策を講ずる
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する

4. 計画の推進

第2次大田市総合計画や第2期大田市まち・ひと・しごと創生総合戦略等、本市の他計画との連携を図ると共に、国・県の強靱化計画と調和をとり、PDCAサイクルによる評価・検証を繰り返し、計画を推進する。また、重点的に取り組むべき施策を設定し、KPIによる定量的な評価を行うこととする。

IV 脆弱性評価

1. 「起きてはならない最悪の事態」の設定

23 の「起きてはならない最悪の事態」を設定

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
(1) 直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震等による住宅・建物・交通施設等の倒壊や、火災による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-5	火山噴火・土砂災害、暴風雪、豪雪等による多数の死傷者の発生
(2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	救助・救急活動等の遅れと不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-5	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-6	大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
(4) 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	4-2	有害物質等の大規模拡散・流出
	4-3	農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下
(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関係施設、交通ネットワーク等の	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・L P ガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止
	5-3	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-4	基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
(6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、N P O、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-2	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-3	地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-4	基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

2. 起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価

(1) 直接死を最大限防ぐ

1-1 大規模地震等による住宅・建物・交通施設等の倒壊や、火災による多数の死傷者の発生

1) 地域の防災拠点機能の確保

- ・地域における防災拠点としての機能を確保し、要配慮者等への支援を充実するため、まちづくりセンターや避難所など、地域防災拠点施設の整備・耐震性の確保が必要である。(まちづくり定住課、教育部総務課)

2) 自主防災組織率の向上と育成強化

- ・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(危機管理課)

3) 市職員および市民に対する防災教育、意識啓発

- ・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(危機管理課)

4) 避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・要支援者台帳システムにおける、要支援者等の情報を充実するとともに、民生委員・児童委員と十分に連携した支援を行う必要がある。(危機管理課)

5) ハザードマップの改訂・周知

- ・災害に備え、居住する場所等の危険度情報について、市民等に対して、ハザードマップを活用し周知することで、防災意識の向上及び、適切な避難行動に繋げていく必要がある。(危機管理課)

6) 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備

- ・防災行政無線設備等の整備には多額の費用が必要であり、気象状況等の影響を受けた場合に聴取可能なエリアには限界がある。そのため市民が情報を一元的に得るためのツールの選定等を行い、効果的に情報を伝達できるように努める必要がある。(危機管理課)

7) 保育施設の耐震性の確保

- ・耐震性が確保出来ていない保育施設は、倒壊や天井落下により、園児の生命を脅かす恐れがあるうえに、避難場所としての機能欠如が生じるため、災害発生後の応急対応や復興に際しての児童受け入れ機能を維持するために、対策を進める必要がある。(子ども保育課)

8) 社会福祉施設の防災・減災対策の推進

- ・高齢者施設や障がい者施設等の利用者等の安全・安心を確保するため、耐震化改修、自家発電設備の整備、施設の老朽化に伴う大規模修繕等を促進する必要がある。(介護保険課、地域福祉課)

9) 農道、林道の整備・耐震化

- ・ 15m 以上の農道橋と林道橋及びトンネルの個別施設計画の策定が完了し、農道橋については令和 5 年度より 5 年周期を基本としたこれらの定期点検の実施をスタートした。一方で林道橋については定期点検の実施ができていない。非耐震化の農道橋も存在しており、改修工事の実施が課題である。また特に林道においては倒木、倒竹、落石箇所が多く、その整備に大きな課題がある。(農林水産課)

10) 造成地の地震被害予防対策

- ・ 避難施設や避難路等が未整備である場合や、耐震基準を満たさない建物がある状況から、宅地の耐震化など安全な都市空間を整備する必要がある。(都市計画課)

11) 被災宅地危険度判定体制の整備

- ・ 地震時などの二次被害防止のため、被災宅地危険度判定士の育成が必要である。(都市計画課)

12) 大規模災害を考慮した都市づくり

- ・ 各地で頻発する大規模な災害に対応した都市づくりが必要である。(都市計画課)

13) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進

- ・ 避難先・避難経路等の確保など防災・減災対策や、災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(都市計画課)

14) 市営住宅の長寿命化

- ・ 市営住宅の多くが建築後 30 年以上経過し、老朽化が進行しているため、長寿命化や設備の改修が必要である。(都市計画課)

15) 公園等防災空間の確保

- ・ 都市公園は災害時における避難先、避難路あるいは救護活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(都市計画課)

16) 都市、まちの不燃化の推進

- ・ 市街地において大規模な火災が発生した際、延焼を防止する必要がある。(都市計画課)

17) 本庁舎の耐震性の確保

- ・ 本庁舎は新耐震基準を満たしておらず、利用者の安全確保、並びに防災拠点機能の確保のため、耐震性を確保する必要がある。なお、躯体老朽のため、耐震補強でなく新庁舎の整備が必要となる。(建築営繕課)

18) 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保

- ・ 多数の者が利用する建築物の耐震化率は、本市において 86% (平成 30 年) と高い割合であるが、他施設の耐震化率においても高める必要がある。(建築営繕課、教育部総務課)

19) 一般建築物の災害予防、耐震化の促進、防災指導

- ・民間住宅の耐震化率は本市において 67%（令和 5 年）に留まっており、耐震化率を高める必要がある。（建築営繕課）

20) 建築物の災害予防、天井の脱落対策

- ・大規模空間をもつ建築物の天井等の改修を実施し、落下物に対して安全性を高める必要がある。（建築営繕課、教育部総務課）

21) 屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・島根県西部地震後、防災意識は高まっているが、住宅内の家具の固定などの対策は不十分である。（建築営繕課）

22) エレベーターの閉じ込め防止対策

- ・多くの人が利用する施設にはエレベーターが設置されていることが多く、災害時の閉じ込め防止対策が必要である。（建築営繕課）

23) 不良空家等の除却の促進

- ・避難路・通学路の沿道において、危険空家等があり、通行の安全を確保するため、所有者に適切な管理・除却等の指導・助言を行い、併せて除却への支援が必要である。（建築営繕課）

24) 消防団施設等の充実強化

- ・地域における消火活動等の拠点である消防団施設の耐災害性を強化する必要がある。（消防部総務課）

25) 出火防止

- ・家庭・事業所等における火災を回避するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや火災からの速やかな避難と初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置について、関係機関と連携し普及促進を図る必要がある。（消防部予防課）

26) 消防車両等の充実強化

- ・激甚化・頻発化する自然災害への対応強化のため消防車両や資機材の整備が必要である。（消防部警防課）

27) 消防施設設備の充実強化

- ・的確な消火活動を実施するため、耐震性防火水槽の整備及び水道管の耐震化により、有効な消防水利の確保が必要である。（消防部警防課）

28) 消防団車両等の充実強化

- ・激甚化・頻発化する自然災害への対応強化のため消防団車両や資機材の整備が必要である。（消防部警防課）

29) 学校の耐震性の確保と老朽化対策

- ・耐震基準を満たしていない教育施設については、耐震性の確保（除却を含む）が必要である。また、老朽化が進む校舎等については、長寿命化等の対策が必要である。（教育部総務課）

30) 市民会館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策

- ・平成 23 年度から 2 ヶ年にわたり耐震補強工事を行っているが、建物が昭和 38 年建築と 60 年以上が経過しているため、老朽化対策等が必要である。（社会教育課）

31) 地区体育館の耐震性の確保、老朽化対策

- ・学校の統廃合により閉校になった学校の体育館を地区体育館として開放していることから建物については 25 年以上経過しているため、老朽化対策が必要である。（社会教育課）

32) 図書館の防災教育、老朽化対策

- ・建物は 20 年以上経過しているため、老朽化対策が必要である。（社会教育課）

33) 文化財に対する災害予防の推進

- ・市内には指定文化財が 127 件あるため、災害が起きた際の状況把握に時間がかかる。また、被災した際の復旧に向けた補助金等の財源を確保することが難しい。（石見銀山課）

34) 山村留学センター施設の老朽化対策

- ・施設の老朽化が進んでいること、豪雪地帯に立地していることを踏まえ、適切な日常管理と計画的な修繕が必要である。（山村留学センター）

1-2 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

1) 都市、まちの不燃化の推進【再掲】

- ・市街地において大規模な火災が発生した際、延焼を防止する必要がある。（都市計画課）

2) 不良空家等の除却の促進【再掲】

- ・避難路・通学路の沿道において、危険空家等があり、通行の安全を確保するため、所有者に適切な管理・除却等の指導・助言を行い、併せて除却への支援が必要である。（建築営繕課）

3) 出火防止【再掲】

- ・家庭・事業所等における火災を回避するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや火災からの速やかな避難と初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置について、関係機関と連携し普及促進を図る必要がある。（消防部予防課）

1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生

1) 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】

・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(危機管理課)

2) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発【再掲】

・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(危機管理課)

3) 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】

・要支援者台帳システムにおける、要支援者等の情報を充実するとともに、民生委員・児童委員と十分に連携した支援を行う必要がある。(危機管理課)

4) ハザードマップの改訂・周知【再掲】

・災害に備え、居住する場所等の危険度情報について、市民等に対して、ハザードマップを活用し周知することで、防災意識の向上及び、適切な避難行動に繋げていく必要がある。(危機管理課)

5) 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】

・防災行政無線設備等の整備には多額の費用が必要であり、気象状況等の影響を受けた場合に聴取可能なエリアには限界がある。そのため市民が情報を一元的に得るためのツールの選定等を行い、効果的に情報を伝達できるように努めることが必要である。(危機管理課)

6) 港湾、漁港、海岸保全施設の整備

・港湾、漁港の機能や今後のあり方について整理する必要がある。海岸保全 5 箇所について個別施設計画は策定済みであるが消波ブロック等の必要な事業を入れるには長寿命化計画の策定が必要である。(農林水産課)

7) 大規模災害を考慮した都市づくり【再掲】

・各地で頻発する大規模な災害に対応した都市づくりが必要である。(都市計画課)

8) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進【再掲】

・避難先・避難経路等の確保など防災・減災対策や、災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(都市計画課)

9) 消防車両等の充実強化【再掲】

・激甚化・頻発化する自然災害への対応強化のため消防車両や装備資機材の整備が必要である。(消防部警防課)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

1) 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】

・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(危機管理課)

2) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発【再掲】

・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(危機管理課)

3) 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】

・要支援者台帳システムにおける、要支援者等の情報を充実するとともに、民生委員・児童委員と十分に連携した支援を行う必要がある。(危機管理課)

4) ハザードマップの改訂・周知【再掲】

・災害に備え、居住する場所等の危険度情報について、市民等に対して、ハザードマップを活用し周知することで、防災意識の向上及び、適切な避難行動に繋げていく必要がある。(危機管理課)

5) 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】

・防災行政無線設備等の整備には多額の費用が必要であり、気象状況等の影響を受けた場合に聴取可能なエリアには限界がある。そのため市民が情報を一元的に得るためのツールの選定等を行い、効果的に情報を伝達できるように努めることが必要である。(危機管理課)

6) ため池の整備

・決壊した際に下流域への影響が大きい防災重点ため池は本市に 99 箇所あり、耐震調査を継続的に進めている。令和 5 年度時点で 4 箇所のため池が整備予定となっている。一方でため池管理者による豪雨時におけるため池の水位調整や日常的な維持管理の必要性について周知が不十分であり、地域と一体となって地域防災へ取組む必要がある。(農林水産課)

7) 農業生産基盤の整備

・近年、中山間地域のほ場整備を推進しているものの依然として大田市のほ場整備率は 60%と低い。国土保全の手法として中山間地域のほ場整備だけでなく、農地保全へ向けたその他の取組を検討する必要がある。(農林水産課)

8) 農地・農村環境の維持・活性化

・農地・農村には洪水防止、自然環境保全、景観形成など多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や担い手不足により、地域の共同化活動による多面的機能の発揮に支障が生じている。(農林水産課)

9) 水門・樋門等の点検・管理・改修

・河川氾濫による被害を減じるため、水門・樋門等の適切な維持管理及び老朽化に伴う施設改修を行う必要がある。(土木課、都市計画課)

10) 河川の氾濫による浸水対策

- ・ 浸水被害は、家屋・人命などに特に重大な被害をもたらすため、浸水が想定される地域においては、早急な対策が必要である。(土木課)

11) 大規模災害を考慮した都市づくり【再掲】

- ・ 各地で頻発する大規模な災害に対応した都市づくりが必要である。(都市計画課)

12) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進【再掲】

- ・ 避難先・避難経路等の確保など防災・減災対策や、災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(都市計画課)

13) 市営住宅の長寿命化【再掲】

- ・ 市営住宅の多くが建築後 30 年以上経過して、老朽化が進行しているため、長寿命化や設備の改善が必要である。(都市計画課)

14) 消防車両等の充実強化【再掲】

- ・ 激甚化・頻発化する自然災害への対応強化のため消防車両や装備資機材の整備が必要である。(消防部警防課)

1-5 火山噴火・土砂災害、暴風雪、豪雪等による多数の死傷者の発生

1) 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】

・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(危機管理課)

2) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発【再掲】

・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(危機管理課)

3) 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】

・要支援者台帳システムにおける、要支援者等の情報を充実するとともに、民生委員・児童委員と十分に連携した支援を行う必要がある。(危機管理課)

4) ハザードマップの改訂・周知【再掲】

・災害に備え、居住する場所等の危険度情報について、市民等に対して、ハザードマップを活用し周知することで、防災意識の向上及び、適切な避難行動に繋げていく必要がある。(危機管理課)

5) 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】

・防災行政無線設備等の整備には多額の費用が必要であり、気象状況等の影響を受けた場合に聴取可能なエリアには限界がある。そのため市民が情報を一元的に得るためのツールの選定等を行い、効果的に情報を伝達できるように努めることが必要である。(危機管理課)

6) 土砂災害の防止、山地治山事業の推進

・県により地すべり防止施設の調査、更新が計画的に行われている。しかしながら、過疎・高齢化が進行する地域などでは施設の維持管理が十分に出来ていない。治山事業については、県下において小規模な事業要望は事業化が難しい状況となっており、要望箇所の事業化が進まず、リスク低減が図れない。(農林水産課)

・砂防・治山対策事業(事業主体:島根県)は、各事業には採択条件等があり、災害が発生してからへの対応となることが多いため、地域からの要望に迅速な対応が必要である。(事業推進課)

7) ため池の整備【再掲】

・決壊した際に下流域への影響が大きい防災重点ため池は本市に 99 箇所あり、耐震調査を継続的に進めている。令和 5 年度時点で 4 箇所のため池が整備予定となっている。一方でため池管理者による豪雨時におけるため池の水位調整や日常的な維持管理の必要性について周知が不十分であり、地域と一体となって地域防災へ取組む必要がある。(農林水産課)

8) 農業生産基盤の整備【再掲】

・近年、中山間地域のほ場整備を推進しているものの依然として大田市のほ場整備率は 60%と低い。国土保全の手法として中山間地域のほ場整備だけでなく、農地保全へ向けたその他の取組を検討する必要がある。(農林水産課)

9) 農地・農村環境の維持・活性化【再掲】

- ・農地・農村には洪水防止、自然環境保全、景観形成など多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や担い手不足により、地域の共同化活動による多面的機能の発揮に支障が生じている。(農林水産課)

10) 森林整備の実施

- ・国土の保全など、森林の有する多面的機能の維持・増進のためには、適正な森林整備が必要である。(森づくり推進課)

11) 大規模災害を考慮した都市づくり【再掲】

- ・各地で頻発する大規模な災害に対応した都市づくりが必要である。(都市計画課)

12) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進【再掲】

- ・避難先・避難経路等の確保など防災・減災対策や、災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(都市計画課)

13) 土砂災害の危険性が高い住宅の移転促進

- ・土砂災害の危険性が高い区域内において、危険性の周知と既存住宅の移転、または住宅補強により、危険住宅の被災防止を図る必要がある。(建築営繕課)

14) 擁壁、ブロック塀、看板等の工作物対策

- ・避難路や通学路の沿道において、避難時の安全を確保するため、危険な擁壁やブロック塀等の改修や除却を行う必要がある。(建築営繕課)

15) 消防車両等の充実強化【再掲】

- ・激甚化・頻発化する自然災害への対応強化のため消防車両や装備資機材の整備が必要である。(消防部警防課)

- (2) 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

2-1 救助・救急活動等の遅れと不足

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 避難所のエネルギー確保

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

3) 災害用臨時ヘリポートの選定、整備

- ・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討が必要である。(危機管理課)

4) 河川の氾濫による浸水対策【再掲】

- ・浸水被害は、家屋・人命などに特に重大な被害をもたらすため、浸水が想定される地域においては、早急な対策が必要である。(土木課)

5) 市道の整備

- ・多くの山間部を含む本市では、道路改良に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中、限られた予算を効率的に用いた事業の推進が必要である。(土木課)

6) 道路除雪の確保

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、オペレーターや機械の確保など、除雪体制の整備が必要である。(土木課)

7) 消防施設の整備

- ・整備された庁舎を適切に維持管理する必要がある。(消防部総務課)

8) 消防団施設等の充実強化【再掲】

- ・地域における消火活動等の拠点である消防団施設の耐災害性を強化する必要がある。(消防部総務課)

9) 消防施設設備の充実強化【再掲】

- ・的確な消火活動を実施するため、耐震性防火水槽の整備及び水道管の耐震化により、有効な消防水利の確保が必要である。(消防部警防課)。

10) 消防・防災ヘリポートの整備

- ・激甚化・頻発化する自然災害において、空からの救出・救助や物資の緊急輸送等を円滑に行うための整備が必要である。(消防部警防課)

2-2 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 避難所のエネルギー確保【再掲】

・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

3) 災害用臨時ヘリポートの選定、整備【再掲】

・臨時ヘリポートの候補地の選定・検討が必要である。(危機管理課)

4) 災害時医療体制の確保

・災害発生時に医療救護活動を円滑に実施するため、平時から県や医師会、市内医療機関など関係機関と緊密に連携を図る必要がある。(医療政策課)

・大田市立病院は、市内の拠点医療機関として、また、圏域の地域災害拠点病院として医療活動を行う必要がある。(市立病院)

5) 市民等への意識啓発

・災害時は多数傷病者の発生や医療機関自体が被災する可能性もあることから、円滑に医療が提供できる体制を構築する必要がある。(医療政策課)

6) 河川の氾濫による浸水対策【再掲】

・浸水被害は、家屋・人命などに特に重大な被害をもたらすため、浸水が想定される地域においては、早急な対策が必要である。(土木課)

7) 市道の整備【再掲】

・多くの山間部を含む本市では、道路改良に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中、限られた予算を効率的に用いた事業の推進が必要である。(土木課)

8) 道路除雪の確保【再掲】

・広域的な豪雪の発生を想定して、オペレーターや機械の確保など、除雪体制の整備が必要である。(土木課)

9) 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

・激甚化・頻発化する自然災害において、空からの救出・救助や物資の緊急輸送等を円滑に行うための整備が必要である。(消防部警防課)

10) 医薬品等の準備

・救護に必要となる医薬品、医療用資機材等の必要量及び備蓄量を迅速に把握し、備蓄だけで不足するものは、関係機関等から調達する必要がある。(医療政策課、市立病院)

2-3 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

1) 外国人住民への支援

- ・外国人住民は言語・文化・宗教等の違いにより、避難生活では特に支援が必要となることから、通訳・相談等のコミュニケーション支援が必要である。(まちづくり定住課)

2) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

3) 避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

4) 避難所における感染予防

- ・災害時における感染性の高い疾病に対し、予防接種の接種率が低ければ集団感染を起こす恐れがあるため、予防接種の促進が必要である。(健康増進課)
- ・避難所等でのノロウイルス、インフルエンザ、0-157 等による集団感染発生について、適切な予防が必要である。(健康増進課)

5) 被災者の健康管理

- ・子ども、女性、高齢者、障がい者などの配慮を必要とする人が、心身の不調を起こす可能性がある。(健康増進課)

6) 市営住宅の長寿命化【再掲】

- ・市営住宅の多くが建築後 30 年以上経過して、老朽化が進行しているため、長寿命化や設備の改善が必要である。(都市計画課)

7) 公園等防災空間の確保【再掲】

- ・都市公園は災害時における避難先、避難路あるいは救護活動の拠点として重要であるため、施設の耐震化やバリアフリー化、適切な維持管理を行う必要がある。(都市計画課)

8) 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保【再掲】

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は、本市において 86% (平成 30 年) と高い割合であるが、他施設の耐震化率においても高める必要がある。(建築営繕課、教育部総務課)

9) 応急仮設住宅等の確保と体制の整備

- ・大規模な災害においては、本市での応急仮設住宅等の建設は困難が想定されるため、県に支援要請を行うなど、体制整備が必要である。(建築営繕課)

10) 屋内運動場の整備

- ・屋内運動場は避難所に指定されていることから、避難生活環境の改善を図るため、空調設備設置等の整備が必要である。(教育部総務課、社会教育課、都市計画課)

2-4 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 避難所の確保、環境整備、備蓄物資の充実

- ・避難所に指定している施設等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。また、備蓄物資については、必要なものを整理し、計画的な補充が必要である。(危機管理課)

3) 避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

4) 港湾、漁港、海岸保全施設の整備【再掲】

- ・港湾、漁港の機能や今後のあり方について整理する必要がある。海岸保全 5 箇所について個別施設計画は策定済みであるが消波ブロック等の必要な事業を入れるには長寿命化計画の策定が必要である。(農林水産課)

5) 河川の氾濫による浸水対策【再掲】

- ・浸水被害は、家屋・人命などに特に重大な被害をもたらすため、浸水が想定される地域においては、早急な対策が必要である。(土木課)

6) 市道の整備【再掲】

- ・多くの山間部を含む本市では、道路改良に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中、限られた予算を効率的に用いた事業の推進が必要である。(土木課)

7) 道路除雪の確保【再掲】

- ・広域的な豪雪の発生を想定して、オペレーターや機械の確保など、除雪体制の整備が必要である。(土木課)

8) 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

- ・激甚化・頻発化する自然災害において、空からの救出・救助や物資の緊急輸送等を円滑に行うための整備が必要である。(消防部警防課)

2-5 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 避難所の確保、環境整備、備蓄物資の充実【再掲】

・避難所に指定している施設等には、老朽化が進行している施設や、災害種類によっては適さない施設があるなどの課題を整理する必要がある。また、備蓄物資については、必要なものを整理し、計画的な補充が必要である。(危機管理課)

3) 避難所のエネルギー確保【再掲】

・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

4) 農道、林道の整備・耐震化【再掲】

・15m以上の農道橋と林道橋及びトンネルの個別施設計画の策定が完了し、農道橋については令和5年度より5年周期を基本としたこれらの定期点検の実施をスタートした。一方で林道橋については定期点検の実施ができていない。非耐震化の農道橋も存在しており、改修工事の実施が課題である。また特に林道においては倒木、倒竹、落石箇所が多く、その整備に大きな課題がある。(農林水産課)

5) 土砂災害の防止【再掲】

・県により地すべり防止施設の調査、更新が計画的に行われている。しかしながら、過疎・高齢化が進行する地域などでは施設の維持管理が十分に出来ていない。治山事業については、県下において小規模な事業要望は事業化が難しい状況となっており、要望箇所の事業化が進まず、リスク低減が図れない。(農林水産課)

6) 森林整備の実施【再掲】

・国土の保全など、森林の有する多面的機能の維持・増進のためには、適正な森林整備が必要である。(森づくり推進課)

7) 河川の氾濫による浸水対策【再掲】

・浸水被害は、家屋・人命などに特に重大な被害をもたらすため、浸水が想定される地域においては、早急な対策が必要である。(土木課)

8) 市道の整備【再掲】

・多くの山間部を含む本市では、道路改良に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中、限られた予算を効率的に用いた事業の推進が必要である。(土木課)

9) 道路除雪の確保【再掲】

・広域的な豪雪の発生を想定して、オペレーターや機械の確保など、除雪体制の整備が必要である。(土木課)

10) 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

- ・激甚化・頻発化する自然災害において、空からの救出・救助や物資の緊急輸送等を円滑に行うための整備が必要である。(消防部警防課)

2-6 大規模な自然災害と感染症との同時発生による、災害対応機能の大幅な低下

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 避難所のエネルギー確保【再掲】

- ・多くの避難所では非常用発電等の設備が無いため、停電時の冷暖房対応等が困難であり、これらの対策が必要である。(危機管理課)

3) 汚水処理施設の安全化

- ・長時間にわたる施設の機能停止を防ぐため、早期復旧を図る対策等の検討が必要である。(下水道課)

(3) 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

1) 住民情報システムのクラウド化の推進

- ・サーバー室で管理している各業務システムの基盤が被災し、システム停止による行政事務不全に陥らないため、新たなサービスの利用等の検討が必要である。(情報企画課)

2) ICT部門における業務継続計画（BCP）の策定と運用

- ・大規模災害時において、業務を実施・継続させるためには、対応にあたる職員が限定されることから、復旧体制の確保と優先順位の設定が必要である。(情報企画課)

3) 業務継続性の確保

- ・業務継続計画（BCP）の内容を検証し、実際の災害時に、より有効に活用できるよう、見直しを図る必要がある。(危機管理課)

4) 本庁舎の耐震性の確保【再掲】

- ・本庁舎は新耐震基準を満たしておらず、利用者の安全確保、並びに防災拠点機能の確保のため、耐震性を確保する必要がある。なお、躯体老朽のため、耐震補強でなく新庁舎の整備が必要となる。(建築営繕課)

5) 公共施設の適正化

- ・公共施設の効率的な配置による維持コストの削減を図るとともに、適切な維持管理や老朽化対策を行う必要がある。(建築営繕課)

6) 公共施設等の建築物の災害予防、耐震性の確保【再掲】

- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率は、本市において 86%と高い割合であるが、他施設の耐震化率においても高める必要がある。(建築営繕課、教育部総務課)

7) 消防施設の整備【再掲】

- ・整備された庁舎を適切に維持管理する必要がある。(消防部総務課)

(4) 経済活動を機能不全に陥らせない

4-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 事業所における事業継続の取り組みの推進

- ・市内事業所における事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定は少ない状況であり、自然災害等の緊急事態に備えるため、早期の策定が必要である。(産業企画課)

4-2 有害物質の大規模拡散・流出

1) 消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・立ち入り検査を通じて実態の把握に努め、的確に是正し、各種災害からの被害防止を図る必要がある。(消防部予防課)

2) 火薬類施設の予防対策

- ・立ち入り検査を通じて実態の把握に努め、的確に是正し、各種災害からの被害防止を図る必要がある。(消防部予防課)

4-3 農地・森林や生態系等の被害に伴う国土の荒廃・多面的機能の低下

1) ため池の整備【再掲】

・決壊した際に下流域への影響が大きい防災重点ため池は本市に 99 箇所あり、耐震調査を継続的に進めている。令和 5 年度時点で 4 箇所のため池が整備予定となっている。一方でため池管理者による豪雨時におけるため池の水位調整や日常的な維持管理の必要性について周知が不十分であり、地域と一体となって地域防災へ取組む必要がある。(農林水産課)

2) 農業生産基盤の整備【再掲】

・近年、中山間地域のほ場整備を推進しているものの依然として大田市のほ場整備率は 60%と低い。国土保全の手法として中山間地域のほ場整備だけでなく、農地保全へ向けたその他の取組を検討する必要がある。(農林水産課)

3) 農地・農村環境の維持・活性化【再掲】

・農地・農村には洪水防止、自然環境保全、景観形成など多面的機能を有しているが、農業者の高齢化や担い手不足により、地域の共同化活動による多面的機能の発揮に支障が生じている。(農林水産課)

4) 土砂災害の防止【再掲】

・県により地すべり防止施設の調査、更新が計画的に行われている。しかしながら、過疎・高齢化が進行する地域などでは施設の維持管理が十分に出来ていない。治山事業については、県下において小規模な事業要望は事業化が難しい状況となっており、要望箇所の事業化が進まず、リスク低減が図れない。(農林水産課)

5) 森林整備の実施【再掲】

・国土の保全など、森林の有する多面的機能の維持・増進のためには、適正な森林整備が必要である。(森づくり推進課)

(5) 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関係施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1 テレビ・ラジオ放送の中断やインターネット・SNSの障害等により、災害時に活用する情報サービスや通信インフラが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

1) 地域コミュニティの維持

・中山間地域では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの提供の確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。(まちづくり定住課)

2) 外国人住民への情報発信

・市内には多くの外国人住民が暮らしているが、災害に慣れていない外国人住民は防災の知識や経験が不足していることが多く、また言語の違いにより防災情報の取得が困難なことがあるため、わかりやすいハザードマップによる危険箇所や指定避難所等の周知が必要である。(まちづくり定住課)

3) 公衆無線LANの整備

・緊急時等において携帯電話が使用不能に陥ることが想定されるため、それに代わる通信手段を確保し、災害情報等を取得する必要がある。(情報企画課)

4) 自主防災組織率の向上と育成強化【再掲】

・地域の防災力を高めるため、自主防災組織率の向上を図る必要がある。(危機管理課)

5) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発【再掲】

・防災意識の向上と、有事を想定した訓練により、災害に備える必要がある。(危機管理課)

6) 避難行動要支援者等支援体制の構築【再掲】

・要支援者台帳システムにおける、要支援者等の情報を充実するとともに、民生委員・児童委員と十分に連携した支援を行う必要がある。(危機管理課)

7) ハザードマップの改訂・周知【再掲】

・災害に備え、居住する場所等の危険度情報について、市民等に対して、ハザードマップを活用し周知することで、防災意識の向上及び、適切な避難行動に繋げていく必要がある。(危機管理課)

8) 市民への的確な情報伝達体制の構築と整備【再掲】

・防災行政無線設備等の整備には多額の費用が必要であり、気象状況等の影響を受けた場合に聴取可能なエリアには限界がある。そのため市民が情報を一元的に得るためのツールの選定等を行い、効果的に情報を伝達できるように努めることが必要である。(危機管理課)

9) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。

10) 社会福祉施設の災害予防・避難計画の策定

- ・避難計画について、より有効な計画となるよう、福祉施設と連携して検討を進める必要がある。(危機管理課)
- ・災害時の避難経路等の把握不足は、災害発生時の安全確保の遅れにもつながりかねないことから、法令に定められた、避難計画等の策定や訓練の実施など、生命を守ることに繋がる実践的な訓練を行う必要がある。(子ども保育課)

11) 国内・国外観光客の帰宅困難者対策

- ・観光客の帰宅困難者に関する情報発信等について、具体的手順や必要な対策を整理する必要がある。(観光振興課)

12) 国内・国外観光客の安全確保

- ・観光客の避難誘導等安全対策について、具体的手順や対応方針を整理する必要がある。(観光振興課)

13) 大規模災害を考慮した都市づくり【再掲】

- ・各地で頻発する大規模な災害に対応した都市づくりが必要である。(都市計画課)

14) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進【再掲】

- ・避難先・避難経路等の確保など防災・減災対策や、災害リスクの小さい区域への立地誘導など、安全な土地利用を推進する必要がある。(都市計画課)

15) 無電柱化の推進

- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による道路閉塞や停電などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。(都市計画課)

16) 道路狭あい区間の整備促進

- ・災害時の避難等においては、道路幅員を確保する必要があるが、狭あい区間の拡幅には、住民の理解と協力が重要となる。(建築営繕課)

17) 学校等の災害予防、避難計画の策定

- ・災害規模等の想定や、避難訓練の実効性向上をどのように図ればよいか、知識や経験において課題がある。(教育部総務課、学校教育課)

18) 学校教育における防災教育

- ・多岐にわたる災害から身を守るため、実効性の高い、計画的な防災教育を実施する必要がある。(教育部総務課、学校教育課)

19) 山村留学センターの防災訓練、防災計画

- ・計画的な訓練・研修を行うと共に、より実効性を高めるマニュアルの改訂が必要である。(山村留学センター)

5-2 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの長期間にわたる機能の停止

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。（危機管理課）

2) 再生可能エネルギー導入の推進

・災害によりエネルギー供給が途切れないよう、供給源の多様化が必要である。（環境政策課）

3) 事業所における防災体制の整備

・平成 30 年 4 月に発生した島根県西部地震を契機として、防災意識は高まったものの、事業所の防災体制には不十分な点が見受けられるため、防災訓練等を通じて、防災体制の整備を進める必要がある。（産業企画課）

4) 事業所における事業継続の取り組みの推進【再掲】

・市内事業所における事業継続計画（BCP）及び事業継続力強化計画の策定は少ない状況であり、自然災害等の緊急事態に備えるため、早期の策定が必要である。（産業企画課）

5) 無電柱化の推進【再掲】

・大規模自然災害時の電柱の倒壊による道路閉塞や停電などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。（都市計画課）

5-3 上下水道施設の長期間にわたる機能停止

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。（危機管理課）

2) 水道管及び水道施設の耐震化

・地震、風水害等による被害の軽減、安全性を確保するため、老朽化した水道管や施設の耐震化及び老朽化対策を進める必要がある。（水道課）

3) 雨水下水道施設の安全化

・市街地における浸水被害の軽減を図るため、雨水対策を実施する必要がある。（下水道課）

4) 汚水処理施設の安全化【再掲】

・長時間にわたる施設の機能停止を防ぐため、早期復旧を図る対策等の検討が必要である。（下水道課）

5-4 基幹的交通から地域交通網まで、交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

1) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

・様々な団体と協定を結んでいるが、日頃からの連携を十分に図るとともに、新たな団体との協定を締結するなど、災害対応体制の強化を図る必要がある。(危機管理課)

2) 農道、林道の整備・耐震化【再掲】

・15m以上の農道橋と林道橋及びトンネルの個別施設計画の策定が完了し、農道橋については令和5年度より5年周期を基本としたこれらの定期点検の実施をスタートした。一方で林道橋については定期点検の実施ができていない。非耐震化の農道橋も存在しており、改修工事の実施が課題である。また特に林道においては倒木、倒竹、落石箇所が多く、その整備に大きな課題がある。(農林水産課)

3) 山陰道等の緊急輸送道路の整備促進

・山陰道は、県内延長197kmのうち供用済142.7km(供用率72.4%)、大田市内においては、延長34.3kmのうち供用済33.0km(供用率96.2%)と進捗している。今後も予算確保を含め、早期全線開通のため着実な事業実施が必要である。(事業推進課)

4) 市道の整備【再掲】

・多くの山間部を含む本市では、道路改良に多額の費用が必要となるため、厳しい財政状況の中、限られた予算を効率的に用いた事業の推進が必要である。(土木課)

5) 橋梁・トンネル等の長寿命化

・架設より30年を経過した橋梁や古いトンネルが多く存在するため、今後も修繕を要する施設が増える見込みであり、長寿命化等の老朽化対策が必要である。(土木課)

6) 市道の落石防止対策

・落石等の危険要素について、避難路・通学路の沿線に危険箇所がある場合は、特に、早急な対策を進める必要がある。(土木課)

7) 液状化・崩壊危険地域の予防対策

・過去に整備した施設については液状化等への検討がなされていない場合や、対策が不十分な場合がある。(都市計画課)

8) 街路整備の推進(道路網整備)

・災害時の避難経路確保のため、重要度の高い道路の整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。(都市計画課)

9) 一般建築物の災害予防、耐震化の促進、防災指導【再掲】

・民間住宅の耐震化率は本市において67%(令和5年)に留まっており、耐震化率を高める必要がある。(建築営繕課)

10) 不良空家等の除却の促進【再掲】

- ・避難路・通学路の沿道において、危険空家等があり、通行の安全を確保するため、所有者に適切な管理・除却等の指導・助言を行い、併せて除却への支援が必要である。
(建築営繕課)

11) 擁壁、ブロック塀、看板等の工作物対策【再掲】

- ・避難路や通学路の沿道において、避難時の安全を確保するため、危険な擁壁やブロック塀等の改修や除却を行う必要がある。(建築営繕課)

(6) 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

6-1 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) リ災証明書の発行体制の確保

- ・災害規模に比例して家屋被害の増加が想定されることから、迅速に「リ災証明書」を発行するためには、デジタルの活用及び十分な調査員の確保が必要である。（危機管理課）

2) 市民に対する防災教育

- ・自主防災組織や地域ネットワークづくりの状況に地域差がある。（危機管理課、まちづくり定住課）

3) 地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

- ・震災発生直後からスムーズに業務を行うため、判定の手法や市内判定士の育成などについて、体制の整備が必要である。（建築営繕課）

6-2 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) リ災証明書の発行体制の確保【再掲】

- ・災害規模に比例して家屋被害の増加が想定されることから、迅速に「リ災証明書」を発行するためには、デジタルの活用及び十分な調査員の確保が必要である。（危機管理課）

2) 災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理基本計画の見直し

- ・災害廃棄物処理計画の実効性の確保を図るため、計画の検証等が必要である。（環境政策課）

6-3 地域コミュニティの崩壊・治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 地域コミュニティの維持【再掲】

- ・中山間地域では、人口流出・高齢化の進行により、地域運営の担い手不足が深刻化し、地域コミュニティの維持や日常生活に必要なサービスの提供の確保が困難になる集落が増えていることから、安心して住み続けることができる環境づくりが必要である。（まちづくり定住課）

2) 地域の防災拠点機能の確保【再掲】

- ・地域における防災拠点としての機能を確保し、要配慮者等への支援を充実するため、まちづくりセンターや避難所など、地域防災拠点施設の整備・耐震性の確保が必要である。（まちづくり定住課、教育部総務課）

6-4 基幹インフラの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

1) 山陰道等の緊急輸送道路の整備促進【再掲】

- ・山陰道は、県内延長 197 kmのうち供用済 142.7 km（供用率 72.4%）、大田市内においては、延長 34.3 kmのうち供用済 33.0 km（供用率 96.2%）と進捗している。今後も予算確保を含め、早期全線開通のため着実な事業実施が必要である。（事業推進課）

2) 無電柱化の推進【再掲】

- ・大規模自然災害時の電柱の倒壊による道路閉塞や停電などを防ぐため、無電柱化の推進が必要である。（都市計画課）

3) 街路整備の推進（道路網整備）【再掲】

- ・災害時の避難経路確保のため、重要度の高い道路の整備、防災対策、維持管理、老朽化対策等を行う必要がある。（都市計画課）

V 強靱化のための取り組み

1. 施策分野の設定

(1) 行政機能	1-1	防災活動体制の強化
	1-2	消防、救急救助体制の整備、火災予防
	1-3	行政機能の維持
	1-4	防災施設等の整備、建築物の災害予防
(2) 住宅・都市・土地利用	2-1	建築物の災害予防
	2-2	応急仮設住宅、危険度判定
	2-3	都市づくり・土地利用
	2-4	危険物施設の安全化
(3) 保健医療・福祉、教育	3-1	保険・医療救護体制の強化
	3-2	要配慮者等の対策
	3-3	災害予防
(4) エネルギー、ライフライン	4-1	エネルギー対策
	4-2	ライフライン施設の安全化
(5) 情報通信、情報伝達	5-1	情報伝達体制の整備
(6) 交通・物流	6-1	交通施設の安全化、輸送路の整備等
	6-2	物資調達、輸送体制の整備
(7) 経済産業	7-1	企業における防災対策等
	7-2	帰宅困難者対策
	7-3	農林水産基盤の強化
(8) 国土保全	8-1	河川、海岸の災害防止
	8-2	土砂災害等の災害防止
(9) 環境	9-1	生活環境に関する施設等の安全化
(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）	10-1	防災組織等の活動環境の整備
	10-2	防災教育、人材育成

2. 施策分野ごとの推進方針

(1) 行政機能

1-1 防災活動体制の強化

1) 災害用臨時ヘリポートの選定・整備

- ・必要に応じヘリポートの整備と活用できる体制づくりを進める。(危機管理課)

2) 避難所の確保、環境整備、備蓄物資の充実

- ・地域の実情にあわせて避難所を確保する。備蓄物資については、引き続き計画的な確保に努める。(危機管理課)

1-2 消防、救急救助体制の整備、火災予防

1) 火災予防の対策

- ・家庭・事業所等における火災を回避するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや火災からの速やかな避難と初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器の設置について、関係機関と連携し普及促進を図る必要がある。(消防部予防課)

2) 消防・防災ヘリポートの整備

- ・自然災害をはじめとした大規模な災害に備え、消防活動が迅速かつ的確に行えるよう関係機関と連携強化するとともに適切に維持管理する必要がある。(消防部警防課)

1-3 行政機能の維持

1) 住民情報システムのクラウド化の推進

- ・次期機器更新に合わせ、クラウド化を進める。また、国や県、県内自治体の動向も注視し、自治体クラウドについても検討する。(情報企画課)

2) ICT部門における業務継続計画（BCP）の策定と運用

- ・ICT部門における業務継続計画を策定し、業務継続に必要な体制を整備する。(情報企画課)

3) 業務継続性の確保

- ・過去の災害を教訓に、より実効性のある業務継続計画（BCP）の見直しを進め、あわせて周知に努める。(危機管理課)

4) 公共施設の適正化

- ・大田市公共施設適正化計画に基づき、施設の適正な配置を推進する。(財政課)

5) 本庁舎を耐震性を備えた防災拠点とするための新築整備

- ・災害時の防災拠点とするため、耐震性を確保し、水害、土砂災害の影響の無い立地への新築移転による整備を行う。併せて防災拠点として、非常電源や給水設備、周辺市民や帰宅困難者などの一時避難および一時滞在場所、受援時の応援職員の受入および休息場所、救援物資の集積、保管場所などの、現庁舎で不足している必要な機能の整備を検討する。(建築営繕課)

1-4 防災施設等の整備、建築物の災害予防

1) 公共施設の適正化、耐震性の確保【再掲】

- ・大田市公共施設適正化計画に基づき、施設の適正な配置を推進する。(財政課)
- ・必要な施設については耐震化を図る。(建築営繕課、教育部総務課)

2) 市営住宅の長寿命化を実施

- ・市営住宅の長寿命化を図るため、計画的に下水道接続、給湯設備改修工事を実施する。(都市計画課)

3) 本庁舎を耐震性を備えた防災拠点とするための新築整備【再掲】

- ・災害時の防災拠点とするため、耐震性を確保し、水害、土砂災害の影響の無い立地への新築移転による整備を行う。併せて防災拠点として、非常電源や給水設備、周辺市民や帰宅困難者などの一時避難および一時滞在場所、受援時の応援職員の受入および休息場所、救援物資の集積、保管場所などの、現庁舎で不足している必要な機能の整備を検討する。(建築営繕課)

4) 消防施設・設備・車両等の整備・充実強化

- ・近年の大規模自然災害を踏まえ、消防施設の維持や必要な車両や資機材の整備を推進する。(消防部総務課、消防部警防課)
- ・消防水利の適切な修繕・維持管理や整備の推進など、更なる充足率の向上に務める。(消防部警防課)

5) 消防団施設・設備・車両等の整備・充実強化

- ・消防団と緊密に連携し、計画的な施設等の整備を推進する。(消防部総務課、消防部警防課)

6) 市民会館の災害予防、耐震性の確保、老朽化対策等の推進

- ・個別施設計画を策定し、災害予防、耐震化、老朽化対策等の推進を図る。(社会教育課)

7) 地区体育館の耐震性の確保、老朽化対策

- ・地区体育館の適切な配置について、地域住民と情報を共有し、存続や廃止を含め検討を進める。(社会教育課)

(2) 住宅・都市・土地利用

2-1 建築物の災害予防

1) 造成地の地震被害予防対策

- ・大規模盛土造成地について周知を行うとともに、地震時の土砂流出等の危険度が高い宅地について、耐震化の推進を図る。(都市計画課)

2) 一般建築物の災害予防、耐震化の促進、防災指導

- ・民間住宅の耐震化率向上のため、啓発活動と耐震化の補助制度を継続し、耐震化を進めていく。(建築営繕課)

3) 建築物の災害予防、天井の脱落対策

- ・天井の耐震改修の必要性の啓発を進め、特定天井に該当しない避難所等の天井について、改修実施を促進する。(建築営繕課、教育部総務課)

4) 屋内の機器・家具等の転倒防止対策

- ・家具固定の必要性の啓発と転倒防止対策等の情報提供を行い、固定の実施を促す。(建築営繕課)

5) エレベーターの閉じ込め防止対策

- ・災害時の閉じ込め防止対策の必要性の啓発を進め、改修の実施を促進する。(建築営繕課)

6) 不良空家等の除却の促進

- ・所有者による空き家の適正管理の啓発を行うとともに、不良空家等については、除却補助により除却を促進する。(建築営繕課)

7) 土砂災害の危険性が高い住宅の移転促進

- ・区域内の土砂災害による危険性の周知や、住宅移転又は住宅補強を行う者に対しての補助金制度の周知により、危険住宅の移転を促進する。(建築営繕課)

8) 擁壁、ブロック塀、看板等の工作物対策

- ・危険なブロック塀等の把握と除却事業の創設を行い、安全確保に努める。(建築営繕課)

2-2 応急仮設住宅、危険度判定

1) リ災証明書の発行体制の確保

- ・調査実施のスキルを持つ職員の確保・育成に努めるとともに、他自治体等との協力体制の構築を図る。(危機管理課)

2) 応急仮設住宅等の確保と体制の整備

- ・災害発生時、早期の応急仮設住宅建設に向けて、支援体制の整備を図る。(建築営繕課)

3) 地震被災建築物応急危険度判定体制等の整備

- ・地震による被災建築物と被災宅地の危険度判定を円滑に行うため、判定方法の見直しと市内の判定士の育成を図り、引き続き県や関係団体との連携体制を維持する。(建築営繕課)

2-3 都市づくり・土地利用

1) 大規模災害を考慮した都市づくり

- ・都市防災を推進するため、大田市都市計画マスタープランに、大規模災害や新たに指定された災害危険区域などを考慮した具体的防災・減災対策について、記載を検討する。(都市計画課)

2) 土地利用の適正化・防災的な土地利用の推進

- ・都市計画法に基づき適正かつ安全な土地利用を促進するとともに、計画的に道路整備や公園施設の維持管理を行う。また、災害危険区域等の指定状況等を勘案し、必要な場合には、立地適正化計画の見直しについて検討を行う。(都市計画課)

3) 液状化・崩壊危険地域の予防対策

- ・過去に整備した公共土木施設に対して、再検討し、必要な対策を行う。(都市計画課)

4) 公園等防災空間の確保

- ・災害時の避難場所を確保するため、都市公園等の計画的な配置、耐震・バリアフリー化、公園施設長寿命化計画に基づく適切な維持管理を行う。(都市計画課)

5) 街路整備の推進

- ・安全性、信頼性の高い道路網を整備するため、道路の重要度を把握し、優先順位の高い路線から重点的・計画的に整備を進める。(都市計画課)

6) 都市、まちの不燃化の推進

- ・コンパクトなまちづくりを推進していく中、住宅の密集が現状より更に進行する場合は、準防火地域などの指定を進めていく。(都市計画課)

2-4 危険物施設の安全化

1) 消防法に定める危険物施設の予防対策

- ・立ち入り検査を通じて実態の把握に努め、的確に是正し、各種災害からの被害防止を図る必要がある。(消防部予防課)

2) 火薬類施設の予防対策

- ・立ち入り検査を通じて実態の把握に努め、的確に是正し、各種災害からの被害防止を図る必要がある。(消防部予防課)

(3) 保健医療・福祉、教育

3-1 保険・医療救護体制の強化

1) 避難所における感染予防

- ・予防接種による感染予防が可能な疾病については、引き続き、予防接種法に基づく感染予防を図る。(健康増進課)
- ・集団感染の発生の恐れのある疾病に対して、日ごろから知識と予防の啓発を図る。(健康増進課)

2) 被災者の健康管理

- ・日ごろからの健康管理(かかりつけ医による健康管理、薬の管理等)、心の健康管理を推進する。(健康増進課)

3) 災害時医療体制の整備

- ・関係機関相互の連携強化のために、平時からの情報共有を推進する。また、県が開催する訓練・研修などに参加し、発災時に迅速・適切な対応を可能とする体制の構築を図る。(医療政策課)
- ・災害発生時における医療救護を円滑に行うために、各種訓練を継続的に実施する。(市立病院)

4) 市民等への意識啓発

- ・円滑な医療体制を確保するため、平時からの備えを行い、また、適切な受診行動が取れるよう、災害時の医療救護所や診療所、救急病院の役割について、啓発を行う。(医療政策課)

5) 医薬品等の準備

- ・救護に必要となる医薬品、医療用資機材の備蓄を確保するとともに、供給についての協定を締結するなど、予め医薬品等の手配準備を進める。(市立病院、医療政策課)

3-2 要配慮者等の対策

1) 外国人住民への支援

- ・外国人住民の自治会への加入を促進し、災害時に避難情報等が共有できる体制の充実に努める。(まちづくり定住課)
- ・災害時に外国人住民をサポートするボランティアを育成するため、研修を実施し、災害時外国人サポーターの確保を図る。(まちづくり定住課)

2) 避難行動要支援者等支援体制の構築

- ・個別避難計画作成を進め、未作成の地区については継続して関係機関と協議し作成に取り組む。(危機管理課)

3-3 災害予防

1) 社会福祉施設等の災害予防、避難計画の策定

- ・施設ごとに実効性のある計画となるよう支援する。(危機管理課)
- ・引き続き、様々な災害を想定した訓練の実施について指導・要請を行う。(子ども保育課)

2) 保育施設の耐震性の確保

- ・大田市公立保育所再編基本計画に基づき、施設の建て替えを実施する。また、民間施設については、耐震化の促進を図る。(子ども保育課)

3) 社会福祉施設の耐震性の確保と老朽化対策

- ・耐震化改修、自家発電設備の整備、施設の老朽化に伴う大規模修繕等の促進を図る。(介護保険課、地域福祉課)

4) 学校の耐震性の確保と老朽化対策

- ・耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行うとともに、長寿命化計画を策定し、必要に応じて大規模改修を行う(教育部総務課)

5) 学校等の災害予防、避難計画の策定

- ・災害予防の専門家等と連携し、災害予防・避難計画の策定に努める。(教育部総務課)
- ・学校施設の安全性を確保するため、改築、新築、改修の際には、建築基準法などに基づく耐震化、不燃化を推進する。(教育部総務課)

6) 図書館の防災教育の推進、老朽化対策等の推進

- ・災害の種類に応じた個別訓練、施設の個別施設計画の策定を行う。(社会教育課)

7) 文化財に対する災害予防の推進

- ・大田市文化財保存活用地域計画に基づき、文化財の保存等に努める。(石見銀山課)

8) 山村留学センター施設の老朽化対策

- ・施設の長寿命化計画の策定に努める。(山村留学センター)

9) 山村留学センターの防災訓練、防災計画

- ・計画的な訓練・研修と、マニュアルの改訂を行う。(山村留学センター)

(4) エネルギー、ライフライン

4-1 エネルギー対策

1) 避難所のエネルギー確保

- ・避難所の電気・水またはガスなど必要なエネルギーについて機器の整備を検討し、また有事の際に早期に確保できるよう備蓄資機材の充実に努める。(危機管理課)
- ・避難所の多くを学校の体育館としているため、冷暖房機器の整備や、教室の利用など、有事の際の対応を検討する。(教育部総務課)

2) 再生可能エネルギー導入の推進

- ・再生可能エネルギーの導入について、取り組み等を支援する。(環境政策課)

4-2 ライフライン施設の安全化

1) 水道管及び水道施設の耐震化

- ・老朽管の更新工事や移設工事について、補助金や補償費などの財源を確保し、計画的に耐震化を推進する。(水道課)

(5) 情報通信、情報伝達

5-1 情報伝達体制の整備

1) 外国人住民への情報発信

- ・ハザードマップ、防災パンフレット、避難所等の各種看板等の多言語化を推進する。(まちづくり定住課)
- ・災害時における重要な情報をやさしい日本語で発信するとともに、SNSを活用した情報伝達の仕組みを整える。(まちづくり定住課)

2) 支援協定締結団体との連携強化

- ・過去の災害を教訓に協定の締結内容等について精査を行うとともに、新たな締結団体を模索する。(危機管理課)

(6) 交通・物流

6-1 交通施設の安全化、輸送路の整備等

1) 農道、林道の整備・耐震化

- ・15m以上の農道橋と林道橋及びトンネルの個別施設計画の策定が完了し、農道橋については令和5年度より5年周期を基本としたこれらの定期点検の実施をスタートした。一方で林道橋については定期点検の実施ができていない。非耐震化の農道橋も存在しており、これらの改修工事を計画的に推進する。(農林水産課)

2) 山陰道等の緊急輸送道路の整備促進

- ・山陰道を始め、高規格道路の整備促進を強く国へ要望する。(事業推進課)

3) 橋梁・トンネル等の長寿命化

- ・計画的に点検・修繕を行い、長寿命化を図る。また、職員の専門知識・技術力の向上に努め、直営による点検を推進する。(土木課)

4) 市道の落石防止対策

- ・防災点検等により危険箇所を把握し、経過観察を含めた危険箇所の対策を行う。(土木課)

5) 市道の整備

- ・地域ごとに優先される整備効果の高い路線を抽出し、計画的に整備を進める。(土木課)

6) 無電柱化の推進

- ・安全性、信頼性の高い道路網を整備するため、道路の重要度を把握し、優先順位の高い路線から重点的・計画的に無電柱化を進める。(都市計画課)

7) 街路整備の推進【再掲】

- ・安全性、信頼性の高い道路網を整備するため、道路の重要度を把握し、優先順位の高い路線から重点的・計画的に整備を進める。(都市計画課)

8) 道路狭あい区間の整備促進

- ・住宅敷地の所有者の理解を得た上で、本市の補助制度を活用した道路後退用地の無償提供による、狭あい道路の拡幅を促進する。(建築営繕課)

6-2 物資調達、輸送体制の整備

1) 除雪の実施

- ・効率的な除雪計画を立て、降雪に対し迅速な対応を行う。(土木課)

2) 消防・防災ヘリポートの整備【再掲】

- ・近年の大規模自然災害に備え、消防活動が迅速かつ的確に行えるよう関係機関との連携強化や設備の整備を図る。(消防部警防課)

(7) 経済産業

7-1 企業における防災対策等

1) 事業所における防災体制の整備

- ・人命保護を確実なものにするため、地域コミュニティの一員として、地域防災訓練等への積極的な参加について啓発を図る。(産業企画課)

2) 事業所における事業継続の取り組みの推進

- ・事業所における業務継続計画（BCP）の策定促進のため、市内商工団体と連携し、普及啓発活動や情報提供を推進する。(産業企画課)

7-2 帰宅困難者対策

1) 国内・国外観光客の帰宅困難者対策

- ・県など関係機関と連携し、大規模集客施設等における観光客の帰宅困難者対策の推進を図る。(観光振興課)

2) 国内・国外観光客の安全確保

- ・県など関係機関と連携し、旅館・ホテル等における帰宅困難者対策の推進や安否確認手段の確保を図る。(観光振興課)

7-3 農林水産基盤の強化

1) 港湾、漁港、海岸保全施設の整備

- ・港湾、漁港は漁業者の意見や利用状況、費用対効果を検証し、必要な整備を進める。海岸保全施設については機能保全計画を策定し、自然災害に強い施設整備を目指す。(農林水産課)

2) ため池の整備

- ・決壊した際に下流域への影響が大きい防災重点ため池の耐震調査を継続的に進め、整備を行う。その一方でため池の耐震調査・整備には多大な事業費を要する事から農業用ため池として受益を失ったものについては、貯水機能を無くす廃止工事を積極的に推進する。(農林水産課)

3) 農業生産基盤の整備

- ・中山間地域のほ場整備を推進しているものの依然としてほ場整備率は60%と低い。地域計画策定に向けた農業者との話し合いにおいても農地保全の課題は基盤整備と答える声も多い。農業生産基盤の整備については、担い手の確保・持続可能な営農ビジョンを持った真に必要な地区を見極め整備を推進する。(農林水産課)

4) 農業・農村環境の維持・活性化

- ・農地・農村の多面的機能維持活動を支援し、農地の荒廃化の防止、多面的機能の発揮、農村地域の維持を図る。(農林水産課)

(8) 国土保全

8-1 河川、海岸の災害防止

1) 水門・樋門等の点検・管理・改修

- ・施設の点検及び適切な維持管理、必要に応じた改修を推進する。(土木課、都市計画課)

2) 河川の氾濫による浸水対策

- ・市管理河川周辺における既往浸水区域、浸水想定区域を把握し、河川の適切な維持管理や浸水対策を計画的に推進する。(土木課)

8-2 土砂災害等の災害防止

1) 土砂災害の防止、山地治山事業の推進

- ・急傾斜地崩壊対策事業の周知及び主要要望箇所の把握等を、県と協力し実施する。(事業推進課)
- ・地すべり対策協議会の役員と連携し、維持管理体制を構築するとともに、治山要望箇所についての情報収集を行う。(農林水産課)

2) 森林整備の実施

- ・市有林、市行造林の適正な経営・管理を行う。また、森林経営管理制度に基づき森林所有者と担い手を繋ぐとともに、森林環境譲与税を活用した、適切な森林整備の促進に努める。(森づくり推進課)

(9) 環境

9-1 生活環境に関する施設等の安全化

1) 災害廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理基本計画の見直し

- ・災害時における、し尿等を含む災害廃棄物を適切に処理するため、計画の検証を行う。(環境政策課)

2) 雨水下水道施設の安全化

- ・雨水対策の実施により浸水被害の軽減を図る。(下水道課)

3) 汚水処理施設の安全化

- ・施設の機能診断を行い、計画的に機能保全対策を実施する。(下水道課)

(10) 横断的分野（避難訓練・防災組織・防災教育）

10-1 防災組織等の活動環境の整備

1) 地域の防災拠点機能の確保

- ・各拠点やその他の集落地に「小さな拠点」を設け、まちづくりセンターや避難所などの拠点施設の整備・耐震化を推進し、防災拠点としての機能を持たせることにより、要配慮者を支援する施設としての機能確保を図る。（まちづくり定住課）

2) 地域コミュニティの維持

- ・災害発生時における、地域住民や地域コミュニティの対応能力向上のため、地域運営の仕組みづくり（小さな拠点づくり）を進める。（まちづくり定住課）

3) 自主防災組織率の向上と育成強化

- ・引き続き、各種講習・訓練への職員派遣による啓発や資機材の購入補助等の支援を行い、自主防災組織の組織率向上と地域防災の核となるリーダーの育成、防災力の強化を図る。（危機管理課）

4) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発

- ・職員訓練により防災に対する意識及び知識の向上と市の防災機能の強化を図る。（危機管理課）
- ・防災訓練により地域住民の防災意識の向上を図り、災害時に備える。（危機管理課）

5) ハザードマップの改訂・周知

- ・引き続き、必要に応じてハザードマップを改訂するとともに、ハザードマップを活用し、市民の防災意識の更なる向上に努める。（危機管理課）

6) 支援協定締結団体との連携強化【再掲】

- ・過去の災害を教訓に協定の締結内容等について精査を行うとともに、新たな締結団体を模索する。（危機管理課）

10-2 防災教育、人材育成

1) 外国人住民への防災教育

- ・外国人住民が参加しやすい防災研修や、日本人住民と外国人住民が一緒に参加できる防災訓練を実施する。（まちづくり定住課）

2) 市職員及び市民に対する防災教育、意識啓発【再掲】

- ・職員訓練により防災に対する意識及び知識の向上と市の防災機能の強化を図る。（危機管理課）
- ・防災訓練により地域住民の防災意識の向上を図り、災害時に備える。（危機管理課）

3) 学校教育における防災教育

- ・小中学校と、地域との連携を図り、長期計画に基づいた防災教育を着実に行うことで、子どもたちに様々な災害への防災意識を高める。（教育部総務課、学校教育課）

3. 重点施策とK P I の設定

(1) 重点施策の考え方

限られた財源の中で、計画の実効性を確保するため、これまで掲げた施策において特に重要な施策については、「重点施策」として選択と集中を図る。

なお、重点施策の設定については第2次大田市総合計画との整合性を図るとともに、施策の進捗状況等については、K P I（成果指標）を用いた評価・管理を行うこととする。

(2) 重点施策とK P I の設定

1) 自主防災組織率の向上と育成強化		
○地域コミュニティによる共助の促進を図るため、自主防災組織について、広報や説明会などの啓発活動・活動支援及び資機材購入補助などを行い、組織率の向上と組織の活性化を図る。		
<主な事業> ・説明会の開催 ・設置及び活動への支援 ・資機材購入等への助成		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
自主防災組織率	49%	70%

2) 山陰道等の緊急輸送道路の整備促進		
○災害時における避難や救急活動および物資の輸送を確保するための緊急輸送道路の軸となる山陰道の整備を促進するため、県や関係市町と連携し、山陰道の早期全線開通を強く国へ要望する。		
<主な事業> ・期成同盟会等による要望活動の実施		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
山陰道「出雲・江津間」の供用率	64%	100%

3) 橋梁・トンネル等の長寿命化		
○橋梁及びトンネルについて、5年に1回の近接目視を基本とする法定点検により4段階の健全度判定を行い、早期に措置を講じる必要のある道路橋梁（判定Ⅲ：事後保全段階）について、優先的に対策を講じる。その後、判定Ⅱ（予防保全段階）の橋梁の対策を講じる。 <主な事業> ・橋梁等長寿命化事業		
< K P I（成果指標） >	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
判定Ⅲの橋梁・トンネルの修繕完了箇所数 （全 71 箇所）	52 箇所	71 箇所

4) 市道の落石防止対策		
○防災点検などにより落石等通行危険箇所を把握し、緊急性の高い箇所から、順次法面防護施設等の整備を行い、危険箇所の解消を図る。 <主な事業> ・危険箇所の法面防護工事の実施		
< K P I（成果指標） >	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
対策工事を実施した落石等通行危険箇所の件数（R7 年度～R11 年度の累計）	3 箇所	4 箇所

5) 市道・農道・林道の整備促進		
○本市には歩道が未設置の道路や、狭あい道路が多く存在しており、災害等緊急時の避難路・輸送路としての機能を確保するため、優先順位をつけ、効率的な改良・拡幅工事を推進する。 ○市内の重要施設を結ぶ市街地環状ルートを整備することで、緊急時の避難路・輸送路としての機能や、災害拠点病院への迅速な搬送、医療物資の輸送を確保する。とりわけ J R 大田市駅と大田市立病院を結ぶ市道栄町大沢線を重要路線とし、橋梁架け替え工事、トンネル建設工事などを含む道路整備事業を推進する。 <主な事業> ・市道栄町大沢線の整備促進		
< K P I（成果指標） >	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
市道の改良率	48.6%	48.9%

6) 河川等の氾濫による浸水対策		
○過去に浸水被害のあった地区や河川氾濫により人家等に被害が及ぶと想定される地区について、浸水被害箇所の解消を図るため、計画的に河川等の改修を行う。		
<主な事業> ・用悪水路整備事業 ・高規格幹線道路等関連周辺施設整備事業		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
改修工事を実施した河川等の箇所数(R7 年度～R11 年度の累計)	1 箇所	5 箇所

7) 街路整備の推進		
○本市では中心市街地を中心とした幹線道路の整備を、優先順位の高い路線から計画的に進めている。市街地における安全性の高い道路網を整備するため、重要度の高い路線を中心に、線形改良、道路拡幅、無電柱化などを引き続き推進する。		
<主な事業> ・「栄町高禅寺線」の整備促進 ・「大正西線」の整備促進 ・「大田停車場線」の整備促進 ・大田市駅前周辺東側土地区画整理事業		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
都市計画道路の整備率	86.6%	88.3%

8) 本庁舎を耐震性を備えた防災拠点とするための新築整備		
○災害時の防災拠点とするため、耐震性を確保し、水害、土砂災害の影響の無い立地への新築移転による整備を行う。併せて防災拠点として、非常電源や給水設備、周辺市民や帰宅困難者などの一時避難および一時滞在場所、受援時の応援職員の受入および休息場所、救援物資の集積、保管場所などの、現庁舎で不足している必要な機能の整備を検討する。		
<主な事業> ・本庁舎を耐震性を備えた防災拠点とするための新築整備		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
整備の推進	方針決定（J R 大田市駅前での建替整備）	R6-7 年度を基本設計、R8-9 年度を実施設計、R10-12 年度を工期として、R13 年度以降の供用開始を目指し整備

9) 災害時に備えた木造住宅等の耐震化他		
○市内の建築物について耐震化を促進するため、耐震基準を満たさない木造住宅で耐震改修等を行う者と、緊急輸送道路沿道で安全性の確保が必要な建築物の所有者等に対して、耐震化に要する費用の助成を行う。 ○老朽化が進み危険な状態にある空家等の除却や、通学路沿道の危険なブロック塀の除却等を行う者に対して、除却費用の助成を行い、災害時に備えた安全確保の施策を推進する。 <主な事業> ・建築物耐震改修促進事業 ・空き家対策事業 (木造住宅等耐震化促進事業、要安全確認計画記載建築物耐震診断事業、不良空家等除却事業、ブロック塀等安全確保事業)		
<K P I (成果指標)>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
木造住宅の耐震改修工事実施件数 (R5 年度～R11 年度の累計)	0 件	2 件
危険空家等の除却件数 (R5 年度～R11 年度の累計)	4 件	40 件

10) 公共施設等の減災・防災対策		
○本市の公共施設等には、老朽化が進んだ施設や、耐震基準を満たさない施設が多く存在しており、安全性の確保に課題がある。必要な施設においては耐震化工事などを実施し、防災・減災対策を推進する。また、全ての施設で改修工事や建て替え工事を実施することは難しいため、施設の複合化など、公共施設等の効率的・効果的な配置を目指した適正化を確実に推進していく。 <主な事業> ・都市公園整備事業 ・公共住宅修繕事業 ・小学校耐震補強・改修事業 ・中学校大規模改修事業 ・民間保育所施設整備支援事業 ・公共施設適正化推進事業		
<K P I (成果指標)>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
本市が所有する公共施設の耐震化率の向上	-	向上
本市が所有する公共施設の総延べ床面積の削減決定量 (施設廃止等の方針決定を行った量)	11%	17%

11) 水道管及び水道施設の耐震化		
○本市の水道管路延長は約579Kmに達しており、そのうち30年以上経過した老朽管が約半分を占めているほか、浄水場などの施設においても、耐震化がされていない古い施設が多く存在している。地震等の災害発生時において、生活に必須のインフラである水道の安定供給を確保するため、老朽化した水道や水道施設の改良・更新を計画的に推進する。 <主な事業> ・水道施設新設改良事業 ・老朽管更新事業 ・移設改良事業 ・水道施設更新事業		
<K P I（成果指標）>	計画当初値	目標値
	R5 年度	R11 年度
基幹管路（φ75）の耐震適合率（耐震性能を有する管路延長）	37%	40%